別表六(一)

「所得税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益につき課された所得税の額について、法第68条第1項(所得税額の控除)(復興財源確保法第33条第2項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合において、法第68条第1項の規定により当期の所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受けるときに使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず、中段の「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用信託を除く。)の収益の分配または割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」及び下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」(「7」以下)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「6」まで)を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「集団投資信託(合同運用信託、 公社債投資信託及び公社債等 運用投資信託を除く。)の収益 の分配3」	証券投資信託 第 67 条の6第 の収益の分配の に内書として記	1 項に規 額がある	定する特定 場合には、	E株式投	資信託				
「その他5」	所得税法第17 する給付補塡金 及び賞金の支払 及びみなし配当 額を記載します	、利息、 を受けた 等の額が	利益、差益 場合並びに	主、利益 上懸賞金	の分配 等の額	除を受け細」が、	ける戸	行得利	
「収入金額①」の各欄	当期中に支払 別所得税込みの 期末までにその 当等については 内に支払を受け す。以下同じで	金額をいる利払期のことが、	い、利子等 到来してレ のために通 見込まれる	まについ いるもの 自常要す らものに	ては当 に、配 る期間				
「①について課される所得税額 ②」の各欄	当期中に支払 得税及び復興特				- // /				
「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄	(1) 「公社の公司 (2) 「公社の公司 (2) 「公司 (4) 「公司 (4) 「公司 (4) 「公司 (5) 「本記 (5) 「本記 (5) 「本記 (6) 「本記	託及び公司 (本語) を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	社債信のと② 益し用信賞、を投情にの」の配信託差無除質の、の配信託差余く信いの。 いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	投債にを 剰除社。」分集び信受「の 金。投収は及投社	託益①ま の)資益「び資債の権にま 分2信の剰金信等収のつ記 配」託分余銭託運	よ額条税るて申申の額控のまり等1額還、告告還を除上す法の項等付そにを付「を段。第還《の金の係す金計受に	78)更還が仮るるの6け内上付あ決事と額」る書	1 項はにの場に年は相「得し	法よ規合よ度、当②税第る定にるのこすの額のこすの額の3の3のである。

欄	記	載	<u></u>	要	領	注	意 事	項
欄 「剰余金の配当、利益の配当、 利金の分配及び金銭の分配 (みなし配当等を除く。)、集団 投資信託及び公社債等運用信託、公社 債投資信託及び公社債等運用 投資信託を除く。)の収益の分 配又は割引債の償還差益に係 る控除を受ける所得税額の計 算」の各欄	僧のよ当にし 間条異の各税 電にのな適欄を 当時である では、 2 を で	Table	 	ナマケ体で 本にび算別増便簡所「に所れ をつこす法加計便	領 領 税柄りし合 前 前 前 前 前 前 前 り し い 前 に は の 前 り い に に に に に に に に に の が の の の の の の の の の の の の の	中(る以にる年はそ申(ち中のる額の所内)に定受除託投投用除ルののをもにて計り、託門第連下お連度、の告)に間同割に「得書 銘は公益き(資資投き一元基超の属、算まなと申 68 還じて中確の決お6の告 「を当の額し 別①債及す同託託信すにをとるにるのを。、別	こ条寸で、間定車算けの反こ2乗すう③て「簡朱等び)軍及(モ)区そなも区元銘適(国以よ第金すそ申申結にる③決お」じるち」記[便式運社と用び特をの分のっの分本柄用)内外り3を)の告告還より」算けのて金控の載[法及用債②信公定除受し配たとしのごす)追のり3を)の告にすります。	車頂ハが反こを付るJのこる金計質余瀾結にいあ決係す金連表金よそ額算ををの還規まる算るるの結六額るののし「計受上付定す場に事と額中のの連法占た6は段金す。合よ業きに間二う結人め金∫るに
「所得税額8」、「所得税額 14」 及び「控除を受ける所得税額 21」の各欄	当期中に3 得税及び復興				ハて課されるF 載します。	とができる		
「配当等の計算期間9」及び 「(19)のうち元本所有期間 10」	る剰余金の暦 金の分配又に といいます。 (以下「判定 その判定対象 金配当等のす	記当若し は金銭の)である 対象配当 や配当等 で払に係	くは利益 分配(以場合に) 事」と を支払する 基準に	益の配 以 は、 い い は い は 、 と は 、 と る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る	第1号に規定する当若して規定は利用金配当等」の利余金配直前にから受けるのでの判別での期間を「での期間を「での期間を「での期間を」			

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	当等の計算期間9」に記載します。 月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は 切り上げます。 なお、設定により取得した国内追加型投資信託 については、これらの欄の記載を省略し、「所有期 間割合11」に、「1.000」と記載して控除を受ける 所得税額を計算してください。	
「配当等の計算期末の所有元本 数等 15」及び「配当等の計算 期首の所有元本数等 16」	口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数により記載します。	
「 <u>(15) — (16)</u> 17」	次の場合に応じ、次により記載します。(1) 配当等の計算期間が1年以下であるものの元本の場合	
「その他に係る控除を受ける所 得税額の明細」の各欄	所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補塡金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額の内訳を記載します。この場合、「参考」には、賞金、給付補塡金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除税額の計算について参考となるような事項を記載します。	ときは、その明細をこの内 訳の様式により別紙に記載

4 根拠条文

法 68、72、78、令 140 の 2 、措置法 3 の 3 ⑤、6 ③、8 の 3 ⑤、9 の 2 ④、41 の 9 ④、41 の 12 ④、41 の 12 ④、措置法令 26 の 10 ③、26 の 11、措置法規則 19 0 4 ②~④、復興財源確保法 33 ②、復興特別所得税に関する政令 13 ②